

株式会社 ナカノフドー建設 御中

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
本部長 大澤 一夫



## 建設業退職金共済制度の普及促進に対するご協力方のお願いについて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より建設業退職金共済制度の運営につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

かねてより貴社におかれましては、下請企業等が集う研修会等で建退共制度の資料を配付いただくなど、未加入下請企業への加入勧奨並びに既加入下請企業に対しての制度の適正履行の推進について呼びかけをいただき感謝申し上げます。

現在、当事業本部におきましては、各方面のご協力をいただきながら、建退共制度の未加入企業への加入勧奨に加え、令和 3 年 3 月より本格導入しました電子申請方式の普及及び利用促進に対する活動を強化しております。

つきましては、共済契約者(事業主)の加入動機として、元請指導による加入が全体の約5割を占めていることから、多くの支店等を有する貴社より引き続き下請企業等への建退共制度普及に対するご協力をお願い申し上げますとともに、電子申請方式による掛金納付方法について、①共済証紙の管理不要等による事務効率化②一部手続きのオンライン申請可能等メリットをご理解いただき、既加入下請企業への電子申請方式の普及及び利用促進に関しましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今般、デザイン刷新や新たに作成したパンフレット類を同封させていただきますので、貴社で開催される下請企業が集う研修会等がございましたら、下記の方法により当事業本部へ資料をご請求のうえ、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. FAX(別添「建退共制度パンフレット送付依頼書」)またはメール(裏面の注意書き参照)にてご請求ください。

建設業退職金共済事業本部

加入・履行促進事業部 事業推進課 宛

FAX 番号 03-6731-2895 メールアドレス kentaikyo-tokubetsu@tais yokukin.jp

2. 同封の各種パンフレットは、データ(PDF形式)でのご提供も可能です。
3. 今年度の必要部数(支店等の開催も含む)を可能な範囲でご算出いただき一括でご請求いただけますと幸いです。
4. 支店等からの直接請求ではなく、各支店等の開催スケジュールに合わせ、貴社よりご請求願います。

●メールでご請求時の注意点●

下記必須事項をメールに記載いただき、ご請求願います。

必須事項

・各種パンフレットの必要部数

※PDF データをご希望の場合、おおよその配布部数をご記載ください。

パンフレットとPDF データ両方をご希望の場合、その旨を必ずご記載いただき、それぞれ必要部数とおおよその配布部数をご記載ください。

・共済契約者番号、共済契約者名

・送付先住所

・担当部署、担当者名

・電話番号

(この文書に関するお問い合わせ先)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

加入・履行促進事業部 事業推進課

TEL 03-6731-2866

建設業のみなさんへ

# 建退共 けんたいきょう に入ろう!



従業員をまもる。  
会社を強くする。

加入  
企業数

約17万4千所

加入  
従業員数

約212万人

運用  
資産額

約1兆800億円

※令和6年3月現在

建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

掛金は損金扱い!  
新規加入で一部免除

電子申請方式なら  
手続きもカンタン!

一人親方も  
加入できる!

# 建退共

KENTAIKYO

詳しい情報はこちら!

🔍 建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>





けんたいきょう

# 建退共制度の6つの特長

国の制度で  
安全確実

掛金が  
一部免除

転職時は企業間を  
通算して計算

経営事項審査で  
加点

掛金は  
損金扱い

電子申請方式で  
手続き簡単

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

Q

契約できる  
事業主は？



A

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別に関わらず、専業でも兼業でも、また許可を受けているとしないにもかかわらず契約できます。

Q

一人親方は  
加入できる？



A

任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含まれます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度を適用することとしております。

Q

電子申請方式  
とは？



A

インターネットを利用して  
掛金を電子的に納付する方式です。

電子申請方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

建退共  
建設業 退職金 共済制度